

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

不動産取得税が軽減される中古住宅

Q : 今年の税制改正で、不動産取得税の軽減措置を受けられる中古住宅の範囲が広がったそうですが、どのようになったのですか？

A : 次の中古住宅に不動産取得税の軽減措置が適用されます。

【解説】

住宅を取得した場合には、不動産取得税がかかりますが、中古住宅で次の要件を満たすものを取得した場合には、課税標準から一定の金額を控除する減額措置が採られています。(要件)

次のいずれかの要件に該当する住宅で、床面積が50㎡以上240㎡以下のもの

- ① 住宅の取得の日前20年(登記簿に記録された住宅の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他一定の住宅については25年)の期間内に新築されたものであること
- ② 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること
- ③ 建築基準法に定める規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき一定の証明がされたものであること

②と③が今回の税制改正で加えられたものですが、築後経過年数基準が設けられたものの、耐震基準に適合しているとの証明がされたものであれば対象になることから、対象となる中古住宅の範囲は、かなり広がるものと思われます。

